

医政発第0110003号  
平成19年1月10日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



### 理学療法士等養成所初度設備整備事業の実施について

標記については、平成4年4月24日健政発第295号厚生省健康政策局長通知の別紙「理学療法士等養成所初度設備整備事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により実施されているところであるが、今般、実施要綱の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、平成18年4月1日から適用することとしたので通知する。

健政発第295号  
平成4年4月24日  
一部改正 医政発第0110003号  
平成19年1月10日

## 理学療法士等養成所初度設備整備事業実施要綱

### 1. 目的

この事業は、理学療法士、作業療法士養成所の新設を促進し、リハビリテーション関係の重要な職種である理学療法士、作業療法士を確保することを目的とする。

### 2. 補助事業

次に掲げる者が行う理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）に基づき指定を受けることのできる理学療法士及び作業療法士の養成所（以下「理学療法士等養成所」という。）の新設に係る初度設備整備事業に対して都道府県が補助する事業

日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、学校法人及び準学校法人、民法法人並びに医療法人

ただし、民法法人並びに医療法人については、学校教育法（昭和22年法律第26号）第82条の2の規定による「専修学校」又は同法第83条の規定による「各種学校」の認可を受けることのできるものに限る。

### 3. 国の補助

国は、予算の範囲内で、理学療法士等養成所の新設に係る初度設備費について別に定める基準（医療提供体制推進事業費補助金交付要綱）により補助するものとする。